

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度		定期監査(中・後期)(2監査第73号)分		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (3年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
(1) 徴収事務を適正に行うべきものの	行政財産目的外使用料(職員通勤用駐車場)について、市通勤用駐車場に係る行政財産の使用の許可等に関する要綱で、「正規の勤務時間が1日当たり7時間45分未満である職員」の使用料は「定める額に2分の1を乗じた額」と定めているが、短時間勤務の市立保育園職員が住宅課所管の土地を目的外使用した際の使用料について、2区画分を6人で使用し、要綱に定めのない「3分の1」に相当する金額で徴収していた事例があった。 管財課は、要綱と異なる徴収方法を担当課へ指導していたが、要綱に定める方法以外に多様な勤務形態がある実情を考慮し、要綱の見直しの必要性について検討されたい。	保育園のような多様な勤務形態による短時間勤務職員の通勤用駐車場使用について、効率的な活用のため申請及び使用料算定方法等を担当課と協議し、要綱の見直しを行う。	行政財産使用許可申請の見直しを含め、関係各課と協議を進めている。	管財課	
(3) 債権管理を適正に行うべきものの	公立保育所保育料、公立保育所利用者負担金、下水道使用料及び下水道受益者負担金について、延滞金を徴収していない事例があった。 本件は、過去の定期監査における同様の指摘を受けシステム改修や要領等の整備は行われているため、法令等に基づき適正な徴収となるよう対応されたい。	下水道使用料に係る延滞金徴収については、システムの変更、金融機関や徴収事務受託者との協議等の実施に向けた課題(経費含む)が多く、引き続き調整等を行っている。 また、下水道受益者負担金については、延滞金を含めた催告書の送付等適正な徴収に今後も努めていく。	令和6年度予算に下水道使用料に係る徴収事務委託費、システム改修委託費、金融機関システム対応委託費等を計上すると共に、令和6年度料金徴収事務委託事業者選定の仕様書に、延滞金、遅延損害金に関する項目を追加し、延滞金徴収に向けた準備を進めている。新たな徴収事務委託事業者の選定に合わせて、必要なシステム改修及び関係機関との調整を行い、適切に徴収していく。 下水道受益者負担金の延滞金徴収については、令和5年1月システム改修以降適正に行っている。	営業課	